

平成 20 年 1 月 25 日

## 学校評価 関係年表

| 年月日               | 法改正・通知等  |  | 答申・報告書等  |
|-------------------|--|--|--|
|                   | 義務教育諸学校関係  | 県立学校関係   |  |
| 8.7.19<br>(1996)  |  |  | 「21 世紀を展望したわが国の教育の在り方について」<br>(中教審第一次答申)<br>...「開かれた学校」「保護者・地域への説明」「保護者・地域・<br>関係機関の意見聴取」  |
| 10.9.21<br>(1998) |  |  | 「今後の地方教育行政の在り方について」(中教審答<br>申)<br>...学校の裁量権限の拡大を図り、自らの責任と判断による特<br>色ある学校づくり<br>...学校の自主性・自立性を確立するための、学校運営体制の<br>見直しと責任の明確化<br>...保護者や地域社会に開かれた学校づくり<br>学校評議員制度の導入    |
| 12.1.21<br>(2000) | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 公布(12.4.1 施行)<br>...「開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意<br>向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知する<br>など学校としての説明責任を果たしていく観点から、 <u>学校評議員を置くこ<br/>とができる</u> 」 |  |  |
| 12.3.17           |  | 愛知県立学校管理規則一部改<br>正 ...第 13 条の 3 学校に、校長<br>の求めに応じ学校運営に関して意<br>見を述べるることができる者<br>を置くことができる。 |  |
| 12.4.1            | <b>学校評議員制度 実施</b><br>目的：校長の求めに応じて学校評議員が意見を述べるといふ、校長への助<br>言・支援体制をつくること。  |  |  |
| 12.12.4           |  |  | 教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実<br>施状況の評価の在り方について」<br>「各学校が、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の自<br>己点検・自己評価を行い、それに基づき、学校の教育課程や指<br>導計画、指導方法等について絶えず見直しを行い改善を図るこ<br>とは、学校の責務である」(第 4 章のア) |
| 12.12.12          |  |  | 教育改革国民会議報告 - 教育を変える 17 の提案 -<br>地域の信頼に応える学校づくりを進める<br>「各々の学校の特徴を出すという観点から <u>外部評価を含む</u><br><u>学校の評価制度を導入し</u> 、評価結果は親や地域と共有し、学<br>校の改善につなげる。(以下略)」                  |
| 13.1.13<br>(2001) |  |  | 文部科学省『21 世紀教育新生プラン』<br>...各学校における自己評価システムの確立を提言  |

| 年月日               | 法改正・通知等   |  | 答申・報告書等   |
|-------------------|---|--|---|
|                   | 義務教育諸学校関係   | 県立学校関係   |   |
| 14.2.21<br>(2002) |   |  | 中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」<br>...学校の自己点検・自己評価の実施とその結果を保護者や地域住民等に公表する学校評価システムの確立(の4)   |
| 14.4.1            | 小学校設置基準,中学校設置基準の施行<br>...「～自ら点検及び評価を行い,その結果を公表するよう <b>努める</b> ～」<br>努力義務化<br>...「～保護者等に対して積極的に情報を提供する～」   | 高等学校設置基準の改正<br>小学校設置基準と同様の規定<br>(特別支援学校は,小・中・高等学校設置基準に準ずる) |   |
| 16.6.9<br>(2004)  | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正<br>(16.9.9 施行)<br>「当該学校ごとに,学校運営協議会を置くことができるものとし,その委員については,教育委員会が任命する」 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の指定がはじまる<br>2005年4月からコミュニティ・スクールが誕生 |  |   |
| 16.10.22          |   | 愛知県立学校管理規則一部改正<br>...学校の「自己点検及び評価」と「積極的な情報提供」を明記           |   |
| 17.2<br>(2005)    |   |  | <b>愛知の教育を考える懇談会 最終報告</b><br>...開かれた学校づくりの推進の柱となる取組として,「学校評価制度・学校評議員制度の効果的運用」の実践研究を提言。   |
| 17.4              |   | <b>愛知県,全県立学校に「学校評価システム」を一斉導入</b>                           |   |
| 17.6.21           |   |  | 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(閣議決定)<br>...「義務教育について,学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定する」   |
| 17.10.26          |   |  | 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」<br>...「学校評価の実施に当たっては,学校の序列化や過度の競争,評価のための評価といった弊害が生じないように,実施や公表の方法について十分に配慮する必要がある」<br>...「自己評価の客観性を高め教育活動の改善が適切に行われるようにしていくためには 公表された自己評価結果を外部者が評価をする方法を基本として 外部評価を充実する必要がある」<br>...「大綱的な学校評価ガイドラインの策定が必要」 |

| 年月日               | 法改正・通知等  |   | 答申・報告書等   |
|-------------------|--|---|---|
|                   | 義務教育諸学校関係  | 県立学校関係  |   |
| 17.12.22          |  |   | 「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申」(規制改革・民間開放推進会議)<br>..教育サービスの消費者である児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立。<br>..授業や学級経営,生徒指導等を含む,学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を...,学校評価の一環として実施し,その評価結果を適切にとりまとめ,...公表するよう促す」                 |
| 18.2.13<br>(2006) |  |   | 「審議経過報告」(中教審 初等中等教育分科会教育課程部会)<br>・学校評価の一層の推進<br>・学校評価を踏まえた教育活動の改善の必要性<br>・自己評価を基本としつつ,その客観性を高めるための外部評価を充実することにより,評価が教師の資質・能力の向上や学校運営の改善に活用されることが重要。   |
| 18.3.27           | 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(文部科学省)   |   |   |
| 18.3.31           |  | 「平成 17 年度県立学校 学校評価事例集 学校評価の成果と課題」(県教委高等学校教育課)発行 | 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(閣議決定)<br>措置事項 / 8 . 教育・研究関係 / 初等・中等教育 / 学校の自己点検評価の推進<br>...「自己点検評価の実施・公表の義務化や,生徒や保護者,地域住民等による外部評価の在り方について 授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し,速やかに結論を得る」                        |
| 18.7.25           |  |   | 学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 第1回<br>・外部評価と第三者評価の定義に混同がある。<br>・自己評価の定義が不明確。  |
| 18.7              | 『学校評価 - 文部科学省「学校評価ガイドライン」より - 』(パンフレット)の作成・配付<br>・第三者評価の定義,在り方について研究,検討を進める。 |   |   |
| 18.8.25           |  |   | 学校の第三者評価に関する実践研究 実施要項(初等中等局長決定)(平成 18 年 9 月 ~ 平成 19 年 1 月実施)<br>・国の委嘱する専門家等による学校の第三者評価の試行事業,全国 124 校を対象 ...愛知県 2 校<br>・評価チームリーダー(視学官等)1名,及び教育委員会の指導主事その他の有識者等(以下「学校評価委員」という。)2名の合計3名により構成される評価チームにより行う。 |
| 18.9              | 「信頼される開かれた学校づくりのための学校評価の在り方」に関する実態調査実施(愛知県義務教育問題研究協議会)                       |   |   |

| 年月日                | 法改正・通知等   |        | 答申・報告書等   |
|--------------------|---|--------|---|
|                    | 義務教育諸学校関係   | 県立学校関係 |   |
| 18.12.22           | 改正教育基本法 公布・施行   |        |   |
| 19. 1.24<br>(2007) |   |        | 「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」<br>(教育再生会議 - 第一次報告 - )<br>…国は、学校に対する独立した第三者機関(教育水準保障機関)による厳格な外部評価・監査システムの導入を検討。<br>…学校は、学校評議員、保護者、地域住民などによる実効ある外部評価(保護者や児童生徒の意見を反映させ、評価基準を明確にする)を導入し、その結果を公表する。                      |
| 19.3.10            |   |        | 「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(中教審答申)<br>…「学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」<br>…「学校は、保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供するものとする」 |
| 19.3.28            |   |        | 学校評価及び情報提供の実施状況(平成17年度間調査結果)[初等中等教育局学校評価室]  |
| 19.4               |   |        | 「あいちの教育に関するアクションプラン 「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現」(愛知県教育委員会)<br>開かれた学校づくり<br>・学校評価制度の普及に努めるとともに、外部評価を積極的に取り入れた学校運営ができるよう学校評議員制度の拡充・定着を図ります。  |
| 19.6.1             |   |        | 「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」(教育再生会議 - 第二次報告 - )   |
| 19.6.20            | <b>学校教育法の一部改正</b> 成立(6.27公布)<br>学校評価及び情報提供に関する規定の整備<br>・学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない。(42条)<br>・学校は、保護者等との連携協力を推進するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。(43条)<br><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正</b> 成立(平成20年4.1施行)… 教育委員会の責任体制の明確化 |        |   |
| 19.8.27            |   |        | 「学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告」<br>(文部科学省 学校評価の推進に関する調査研究協力者会議)<br>・学校評価の実施手法の三要素<br>…「自己評価」・「学校関係者評価」・「第三者評価」<br>・「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を速やかに改訂する必要あり  |

| 年月日            | 法改正・通知等  |        | 答申・報告書等   |
|----------------|--|--------|---|
|                | 義務教育諸学校関係  | 県立学校関係 |   |
| 19.10.30       | <p><b>学校教育法施行規則等の一部を改正する省令</b> 公布（平成 19 年文部科学省令第 34 号）</p> <p>（学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行）</p> <p>第五十条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>第五十条の二 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>第五十条の三 小学校は、第五十条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p> |        |   |
| 19.11.8        | <p>学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）（19 文科初第 849 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価の評価者については、～必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接を有しない有識者を加えることも考えられる。</li> <li>・自己評価及び学校関係者評価の結果については、必ずしも別の報告書としてとりまとめる必要はないものであり、<u>双方の結果を一つの報告書としてとりまとめることが考えられる。</u></li> </ul>  |        |   |
| 19.12.25       |  |        | <p>「社会総がかりで教育再生を～第三次報告～学校、家庭、地域、企業、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」(教育再生会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の情報公開を進める</li> <li>・学校の第三者評価のガイドラインを作成する</li> </ul> |
| 19.12.25       | <p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令 公布・施行（平成 19 年文部科学省令第 40 号）</p> <p>学校教育法施行規則の条文番号の変更</p> <p>第五十条（自己評価） 第六十六条</p> <p>第五十条の二（学校関係者評価） 第六十七条</p> <p>第五十条の三（評価結果の設置者への報告） 第六十八条</p>  |        |   |
| 19.12.26       | <p><b>改正学校教育法、改正学校教育法施行規則</b> 施行</p> <p>副校長等の新しい職の設置については、平成 20 年 4 月 1 日施行</p>  |        |   |
| 20.3<br>(2008) |  |        | <p>「信頼される開かれた学校づくりのための学校評価の在り方＝学校評価推進の手引書＝」（愛知県義務教育問題研究協議会）刊行予定</p>   |